
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 494 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定に関する論点への対応、及びステップ 3 における満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に対する予想信用損失の適用について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

(ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定に関する論点への対応に関する意見)

「引当における貨幣の時間価値の考慮」、「IFRS 第 9 号「金融商品」における償却原価の採用」及び「利率（実効金利の算定等）」に関する意見

2. 国際的な説明可能性の観点から、原則としてこれらの IFRS 第 9 号（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めを取り入れ、金融商品に関する手数料の取扱い及び実効金利法による償却原価の償却方法（定額法を認めるか）については別途検討するという事務局提案に同意する。
3. これらは概念的に関連しているため、基準の体系的な説明及び国際的な整合性を図るステップ 2 の目的の観点から、セットで取り入れるという事務局提案の方向性に賛成する。ただし、これらの論点については、実務的な難しさや、現行基準においても一定程度は考慮されている中でコストに見合うメリットがあるかという問題が残るため、ステップ 4 では、取り入れ方の組み合わせを含め、別途検討する必要がある。
4. 引当において貨幣の時間価値を考慮するという事務局提案の方向性に異論はない。一方、IFRS 第 9 号における償却原価の採用及び実効金利については、理屈は理解できるものの、実効金利法における手数料の取扱いや定額法の論点と密接に関連しているため、セットで検討しないと判断が難しい。定額法についても色々な定め方が考えられるため、実効金利との組み合わせ方などを含めて議論する必要がある。

5. 専門委員会の意見にもあったが、実効金利についてステップ4で異なる取扱いを設けることも想定しにくいいため、ステップ2だけで決定しないことも考えられる。
6. 実効金利については実務上の困難性だけでなく、コストに見合ったメリットがあるかの分析も必要と考える。
7. 国際的な整合性の観点から原則としてIFRS第9号の実効金利による償却原価を取り入れることと、償却方法として定額法を取り入れることは矛盾しているように考えられるため、記載の趣旨を確認したい。

「条件変更及び認識の中止」に関する意見

8. 条件変更及び認識の中止について、当面の間、IFRS第9号の定めを取り入れないという事務局の提案に賛成する。
9. 認識の中止についてIFRS第9号の定めを取り入れる場合には、連結範囲についても合わせて検討する必要があるが、現時点でそこまで検討範囲を広げることは適当ではないと考える。

(ステップ3における満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に対する予想信用損失の適用に関する意見)

10. 信用リスクに着目して債券に対して予想信用損失モデルを適用するという事務局提案の方向性に賛成する。
11. 債券に対して予想信用損失モデルを適用するとの事務局提案は、現行の日本基準上の減損においても信用リスクの増大に着目していることと整合的であり考え方自体は理解できる。
一方、債券に対して予想信用損失モデルによる計算をどこまで精緻に求めるかに関して、国債に対する適用についてはイメージが湧かない点がある。その他有価証券に分類される債券は時価評価され、市場取引で決まる時価には信用リスクが織り込まれていることから、「Too Little, Too Late」問題への対応としては、債券と貸付金では性質が異なると考えられる。予想信用損失モデルの適用範囲については、実務的な観点で限定することも検討していただきたい。
12. 事務局が分析した一般的な債券の他に、債券をファンド化した投資信託等へも予想信用損失モデルを適用するかなどによっても、実務対応の難易度は変わってくると考えられるため、網羅的な分析をお願いしたい。

13. 事務局の分析では、減損モデルの整合性が中心に置かれているが、予想信用損失モデルを導入した場合の有用性についての説明が不足している印象である。
14. 米国では、2012年12月の公開草案において売却可能に分類される債券に対して貸付金と同一の予想信用損失モデルを適用することを提案したが、関係者からの反対も踏まえ、異なる減損モデルを適用することにした経緯があるため、その他有価証券に分類される債券に対する予想信用損失の適用を検討する際には、その経緯を分析することが有用と考える。
15. 事務局資料の第26項において、時価が大幅に下落している場合には信用リスクの増大も生じていることが多いとも考えられると記載されているが、足元の金利環境を踏まえると適切な評価ではないのではないかと。また、同項の記載内容は検討の前提としての現行基準の説明と理解しているが、一部の記載に違和感があるため誤解を招かないように留意いただきたい。

以上